



日刊 労働千葉

92.1.13 No. 3521

不当解雇無効=団体署名行動は起とる

1波 2波

全解雇者の勝利判決を
自らの手で勝ちとろいだ!

組合員のみなさん、八
五・一一第一波、八六・
二第二波公判闘争が、第
一波に関して昨年一月
結審し、第二波スト裁判
も近々のうちに結審が予
定されています。

提訴後約六年にも及ぶ
闘いの全成果をかけて、
解雇無効の判決を勝ちと
らなければなりません。

いまさら言うまでもな
いことですが、この解雇
攻撃は国鉄・分割民営化
に伴う労働運動の解体の
ために、動労千葉に対する
報復処分として、まさ
に前代未聞の不当処分で
あり、空前の大量不当解
雇攻撃でありました。

われわれは、この裁判
闘争の決定的局面上に際し
て、広範な労働者・労働
組合の支援と声を結集し
なければなりません。

再度訴えようではない
か!
この解雇攻撃の特徴点
がどうしたことなのか!

第一は、その規模から
この解雇攻撃の特徴点
がどうしたことなのか!

言つて、七五年、八日間
にわたって国鉄全線をス
トップさせた「スト権ス
ト」の解雇処分が、全国
で一五名であったことと
比しても、解雇者数があ
まりにも多いということ。

第二に、解雇された者
のほとんどが、ストライ
キの指令権も指導する権
限もない、現場の組合役
員だったこと、中には全
く役職についていない者
まで含まれていること、
さらには処分の理由とし
てストの約三ヶ月前に開
催された定期大会の代表
員だったことを捉えて、
「ストに参画し実施せし
めた行為」であるとする
など、驚くべき論理に貫
かれていることなどを!

ようするにこの裁判闘
争の過程を通じ、二八名
の解雇が、解雇権の濫用
であることを、あますと
ころなく明らかにしたの
です。

さらには国鉄・分割民
営化の過程の中で、不当
労働行為の嵐が吹き荒れ
たことは、百件にも及ぶ
労働委員会命令によつて
も、反論の余地なく社会
的に暴かれています。

決 定 的 な 重 要 性 の 違 反 事 由 ！
連 続 闘 争 ！

全解雇者を奪還しようで
はありませんか!
そのためにも、団体署
名行動に全力で決起しよ
うではありませんか!
裁判は、以上の点につ
き、動労千葉弁護団の論
理と、解雇者本人の証言
の前に、国鉄当局はつい
に具体的な解雇事由を立証
させることができませんでした。

全解雇者を奪還しようで
はありませんか!
名行動に全組合員は起
う!

一・二〇第二波公判闘
争へ、一・三〇解雇撤回
集会に結集しよう!

一・二〇第二波公判闘
争へ、一・三〇解雇撤回
集会に結集しよう!

八六・一一第一波

ストライキ

公労法解雇公判
日時 一月二〇日(月) 一三時より
集合 千葉地裁一階ロビー一二時四五分

全員の解雇を奪還へ！

第一波・第二波スト

公労法解雇公判闘争勝利！

幹部責任・指導責任

以外例がなく、判例上も
幹部責任以外は問えない」とする解釈がとられ

てきました。

全力で結集しよう！

われわれは自らの手で